

議 長	事務局長	次長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿  
(開会中)

委員会名	第5回 産業厚生常任委員会			
開会日時	令和3年9月17日 9時00分 開会			
	令和3年9月17日 10時27分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数8名中、出席者8名			
出席委員	大下 正幸	芦田 宏治	—	
	田邊 介三	児玉 史則	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	石飛 慶久	
欠席委員	—		—	
説明のため 出席したも の	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市長	石丸 伸二	副市長	米村 公男
	市民部長	福井 正	福祉保健部長	大田 雄司
	産業振興部長	重永 充浩	建設部長	小野 直樹
	総合窓口課長	佐藤 弘美	人権多文化共生推進課長	久光 正士
	健康長寿課長	中野 浩明	健康長寿課特命担当課長	中村由美子
	農林水産課長	森田 修	すぐやる課長	河野 恵
	上下水道課長	聖川 学	上下水道課特命担当課長	佐々木 宏
	総合窓口課窓口係長	西本 龍	人権多文化共生推進課人権多文化共生推進係長	倉田 英治
農林水産課農林土木係長	森竹 和孝	農林水産課林業水産係長	国広 康德	
出席した 事務局職員	議会事務局長	森岡 雅昭	議会事務局次長	國岡 浩祐
	総務係主任主事	岡 憲一	—	—



## 1. 会議日程

別紙のとおり

## 2. 会議に付した事件

### (1) 議案審査【市民部】

①議案第 52 号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

### (2) 報告事項【市民部】

①パートナーシップ制度の導入

### (3) 議案審査【産業振興部】

①議案第 53 号 土地改良事業計画の変更について

②議案第 54 号 字の区域の変更について

### (4) 報告事項【産業振興部】

①令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による農地・農業用施設の被災状況について

### (5) 報告事項【福祉保健部】

①新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況について

### (6) 報告事項

①令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による公共土木施設の被災状況について

②令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による上下水道施設の被災状況について

### (7) そ の 他

①閉会中の継続調査について

### 3. 議事の経過

【開会 9:00】

○大下委員長	<p>ただいまの出席委員は8名である。定足数に達しているため、これより第5回産業厚生常任委員会を開会する。</p> <p>本日の議題は、お手元に配付している日程のとおり、3件の議案審査及び5件の報告事項を受けていく。</p> <p>議事に先立ち、石丸市長より挨拶を受ける。</p>
○石丸市長	(挨拶)
<b>(1) 議案審査【市民部】</b>	
<b>①議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて</b>	
○大下委員長	執行部より説明を求める。
○福井市民部長	<p>本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づき、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものである。</p> <p>指定を取り消す郵便局は、美土里町の生桑郵便局、北郵便局、また高宮町の川根郵便局及び、来原郵便局。指定取消日は、令和4年3月31日とするものである。現在、議案の郵便局では本庁とG4FAXという専用FAXを通して、住民票・印鑑登録証明書・税関係証明書を合併前から発行を行っている。なお他の安芸高田市内の郵便局では、同様の事務は行ってはいない。しかし、利用状況は導入当初から大幅に減少をしていること、またコンビニでの自動交付が可能となっていること、専用FAXも今年度限りでの更新しか出来ないこと、継続するためには新たな整備をしなければいけないこと等々を総合的に判断し「郵便局における特定業務の取り扱いを廃止する」ものである。</p> <p>なお、今後は住民の皆様には、廃止になることや、職員による「まごころ代行サービス」及びコンビニ交付の利用を含め丁寧な周知に努めていく。詳細は担当課長より説明する。</p>
○佐藤総合窓口課長	(議案書及び説明資料により説明)
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○秋田委員	<p>特定事務の取り扱いについては利便性の低い地域において市民サービスの補完の役割を果たしてきたと思う。その中で、トータルで300件あったものが100件弱まで利用者が減ってきたということである。</p> <p>しかし、中を見てみると生桑や来原は少し増えている。微増しているところについて廃止の周知等はどのように考えているか伺う。</p>
○福井市民部長	交通の利便性の低い地域での市民サービスを確保する目的

		<p>でこの事業が始まったのは確かなことである。ただし、傾向としてみれば微増の年もあるが減少している。マイナンバー等の普及の関係もあるのでそちらで対応していきたい。</p> <p>市民の方にはご協力を得ながら廃止させていただきたいと考えている。</p>
○秋田委員		<p>是非とも周知をお願いしたい。</p> <p>コンビニの利用も理由にあったと思うが、高宮・美土里にはコンビニが一つあるので、それらの有効活用もしっかり周知をしてもらいたい。</p>
○金行委員		<p>総合的な判断ということだったが、経費としてどれくらいの削減になるのか。</p>
○佐藤総合窓口課長		<p>証明書1件当たり2,500円の経費がかかっている。機器を新しくすることと、生桑・北郵便局にターミナルアダプタ等を接続すると試算では5,000円の経費がかかるので事業を見直ししている。</p>
○熊高委員		<p>川根郵便局の場合はマイナンバーカードを設置して入力して必要な資料をもらう形だが、そのシステムも含めて全体をなくすと理解していいか。</p>
○佐藤総合窓口課長		<p>川根郵便局にあるキオスク端末は郵便局が独自に設置したものであり、それは今後もマイナンバーを使って利用できるものである。</p>
○熊高委員		<p>そういうことであれば理解した。</p>
○大下委員長		<p>他に質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>これより討論を行う。討論はあるか。</p> <p>(討論なし)</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p> <p>これより、議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについての件を、起立により採決する。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めらる。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>以上で、議案第52号の審査を終了する。</p>

## (2) 報告事項【市民部】

### ①パートナーシップ制度の導入

○大下委員長		執行部より説明を求める。
○福井市民部長		<p>本市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会形成を目指している。</p> <p>その取組の一環として「パートナーシップ制度」を導入し、性的マイノリティのカップルが、人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合える関係、パートナーシップ宣誓をしてもらうことで性的マイノリティに対する社会的理解、また宣誓された方々が安心して暮らしていける社会を目指していく。</p> <p>なお本制度での法的な効力はないが、宣誓により、受領カードを発行するので、これにより行政の様々なサービスが受けられることとなる。</p> <p>今後要綱により10月1日からの制度導入を図り、様々な形で広報に努め市民への周知を図っていく。</p> <p>詳細は担当課長より説明する。</p>
○久光人権多文化共生推進課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○田邊委員		パートナーシップ制度の導入について安芸高田市では条例で作りたいと市長が言われていたが、条例になったのか。それとも要綱になったのか。
○久光人権多文化共生推進課長		今回は要綱で定めている。市民に対して権利や義務を課すものではないということで、要綱で整理している。
○金行委員		対象者は全国共通か。それとも安芸高田市独自か。
○久光人権多文化共生推進課長		対象者は広島市と同様の要件になっている。
○金行委員		同様の要件というのは統一的なものか。それとも安芸高田市独自のものか。
○久光人権多文化共生推進課長		安芸高田市独自のものである。
○金行委員		LGBTについて私の認識としてレズビアンやゲイ、両性愛者と理解してよいか。
○久光人権多文化共生推進課長		Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダー。他にもあるが、それらの頭文字をとったもので、性的マイノリティの方の呼び名になっている。
○芦田副委員長		地域に住む人の理解を深めていくことが大事だと思う。それについて今後の取組の考えがあれば伺う。
○久光人権多文化共生推進課長		今年度は7月にLGBTを対象にした市民セミナーを行っており広報紙でもしっかりと広報していきたいと思う。また、10月2日に甲田のミュージズで講演を予定しており、市民にも理解を促していきたいと思う。
○石丸市長		最大の周知はこの制度の導入そのものである。かつても男

	<p>女の雇用機会均等も制度・法律が導入されることで人々の意識が変わり始めた事実があると思う。特にこのマイノリティの問題は世の趨勢に任せていたらいつまでも変わらない。マジョリティにとってはあまり重要じゃない問題とされ得るからである。</p> <p>なので、まずは制度を導入し、ここから少しずつになると思うが、人々の意識が変わることを願うばかりである。</p>
○熊高委員	<p>混乱をしないようにするための方向性を示していく必要があると思う。それについてはどのように考えているか。</p>
○石丸市長	<p>私は、混乱は生じてしかるべきだと思っている。なぜなら世の中が変わる時は混乱がつきものだからである。混乱が起きず変わるものは大した変化じゃなく、少なからず軋轢が生じても変えていかないといけない。それが政治家の役目だと思っている。</p> <p>混乱を歓迎するわけではないが、混乱そのものは厭う存在ではないという認識である。そのうえで、制度を導入して何が変わっていくか等の説明は制度の運用という意味ではしていきたい。</p>
○熊高委員	<p>物事が急激に変わることでトイレやお風呂の問題等の実害が出る可能性もある。それらを見据えたとえでの周知徹底の方法には時間をかける必要もあると思う。そのあたりの意識をどのように持っているか伺う。</p>
○石丸市長	<p>問題が出てくる都度議論があって、制度・運用の見直しを図られると思う。大事なそれはそれをいかに素早く行っていか、そして一番いいところにどれだけスムーズに細かくやっていくかだと思う。</p> <p>その意味では緻密な情報収集、丁寧な説明が必要だが、その際には市民の代表である議員の皆さまにご活躍いただきたいと思う。</p>
○熊高委員	<p>しっかりその言葉を受け止めていきたいと思う。</p> <p>市民に混乱がないようにするために周知徹底をしっかりやっていただくことを要望する。</p>
○児玉委員	<p>これはいい問題提起になると思う。いままで公に議論はできなかったが、このような意見は多くあり、その中でこの制度ができてくると市民と会話する中でスタートがしやすい。その意味ではスタートとして大歓迎である。</p> <p>理解については高齢者の方には説明するのが非常に難しい。また、若い人に関しては、SNS を使うためいろいろ質問が出てくると思う。窓口を開いて質問に対して答えていくことをやっていただきたいと思うがどうか。</p>

○石丸市長	<p>市役所としてしっかりと情報発信をして理解を深める取組を展開していきたいと思う。今回この制度を導入することでまずは市内の方が関心を持ってくれると思うし、おそらくそこにとどまらず県内・全国の方々が改めて意識をされると思う。</p> <p>できるかぎりの受け皿になって安芸高田市で議論を盛り上げ、ここから日本全国に意識を広めていく発信地になればと思っている。その際には SNS の活用等で窓口的な物を開設することも検討していきたい。</p>
○児玉委員	<p>今回パラリンピックがあつて非常に関心が高まっており、その意味ではスタートとしてはいい時期だったと思う。</p> <p>あとは法的にどう持っていくかである。全国でこのようなことが広がっていけば国会議員も関心を持たざるを得なくなる。こういう制度をスタートしているというアピールを安芸高田市としていただければ国会でも関心を持っていただける方が増えると思う。そのあたりの思いを伺う。</p>
○石丸市長	<p>タイミングとしてはうまい波が来ていると感じる。これは職員がこの時期に向けて頑張ってくれた成果だと捉えている。</p> <p>他にもマイノリティの問題はまだまだある。男女の格差も解消しきれておらず、このあたりにもダイバーシティという観点で、老若男女いろんな人があり得るという意識をパートナーシップやパラリンピックがいい方に意識を後押ししてくれると思っているので、この機を逃さずしっかりと進めていきたいと考えている。</p>
○熊高委員	<p>自民党総裁選において、夫婦別姓について二分した形で議論が始まると思う。これについて、パートナーシップと絡めてどのように考えているのか伺う。</p>
○石丸市長	<p>夫婦別姓について個人としては考えを持っているが、市長の立場として議論すべきものではないと捉えているのでここでは発言を控えたい。</p>
○大下委員長	<p>他に質疑はあるか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、パートナーシップ制度の導入の報告を終了する。</p> <p>説明員入替のため暫時休憩とする。</p>
<p>暫時休憩【9:33~9:34】※説明員入替(市民部退室、産業振興部入室)</p>	
<p>(3) 議案審査【産業振興部】 ①議案第 53 号 土地改良事業計画の変更について</p>	

○大下委員長		休憩を閉じて会議を再開する。 執行部より説明を求める。
○重永産業振興部長		甲田町下小原において平成 28 年度から着手した団体営圃場整備事業で吉田口地区が令和 3 年度に完了予定である。圃場整備事業地区境が変更となり、地区面積が 7.7 ヘクタールから 7.8 ヘクタールに増加。計画変更の要件に該当するため土地改良事業計画を変更するものである。詳細は担当課長より説明する。
○森田農林水産課長		(議案書及び説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はあるか。 (討論なし) 討論なしと認め、討論を終結する。 これより、議案第 53 号 土地改良事業計画の変更についての件を起立により採決する。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。 (起立多数) ※全員起立 起立多数である。 よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。 以上で、議案第 53 号の審査を終了する。
<b>②議案第 54 号 字の区域の変更について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○重永産業振興部長		甲田町下小原の団体営圃場整備事業吉田口地区の実施に伴い、従来の地形が変更され字界が不明となったため、圃場整備後の区画に合わせ字界を変更するものである。詳細は担当課長より説明する。
○森田農林水産課長		(議案書及び説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はあるか。 (討論なし) 討論なしと認め、討論を終結する。 これより、議案第 54 号 字の区域の変更についての件を起立により採決する。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

		める。 (起立多数) ※全員起立 起立多数である。 よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決した。 以上で、議案第 54 号の審査を終了する。
<b>(4) 報告事項【産業振興部】</b>		
<b>①令和 3 年 8 月 11 日からの大雨による農地・農業用施設の被災状況について</b>		
○大下委員長		執行部より説明を求める。
○重永産業振興部長		本年 8 月 11 日からの大雨災害について、9 月 6 日付で農地・農業用施設、林業用施設の被災通報受付件数を集約した。現在、通報箇所を現地に赴き確認中である。今後、復旧に向けての取組を進める。詳細については、担当課長から報告する。
○森田農林水産課長		(説明資料により説明)
○大下委員長		これより質疑を行う。質疑はあるか。
○秋田委員		復旧について国庫対象と国庫対象外がある。国庫対象となったところは、予算がついて計画等があるのか。
○森田農林水産課長		国の補助を受けるためには国の査定を受ける必要があり、その査定の日程はまだ示されていない。査定に向けての調査のため現地を回るようにしているが、具体的なスケジュールを示すことはできない。 予算についても査定を受けないといくらになるかわからないので、今のところは詳細を答えることができない。
○熊高委員		負担金等が発生するので、負担金によって判断をどうするかということが一番のポイントになってくると思う。その中で国庫負担は国等の基準の設計になると思うが、単市の場合も標準的な設計基準があって、それを図面化して見積もりをするという流れになると思う。設計によって金額が変わると思うが、その中で受益者の意向を汲むことはできるのか。
○森田農林水産課長		単市の場合は補助金として支出をするようにしている。50 万円を上限として、工事費の 45%となっている。 工事発注については、個人でやっていただくようになっており、その工事費に対しての補助金として支出をするので工事内容については個人と業者の話し合いとなる。
○熊高委員		単市以外で国庫負担も含めて、受益者の意向は反映されないということか。
○森田農林水産課長		国庫補助の対象はコンサルに設計をしていただき査定を受ける。査定の結果によって範囲や金額、工法が決まるので地権者の方の希望による復旧にはならないと思う。 単市については補助金なので、市で設計をすることはない。

		45%を補助し、どうしても残りの55%は自己負担となるがそのように対応している。
○大下委員長		他に質疑はあるか。 (なし) 質疑なしと認め、質疑を終了する。 以上で、令和3年8月11日から大雨による農地・農業用施設の被災状況についての報告を終了する。 ここで10時まで休憩とする。
休憩【9:48～10:00】※説明員入替（産業振興部退室、福祉保健部入室）		
<b>(5) 報告事項【福祉保健部】</b>		
<b>①新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況について</b>		
○大下委員長		休憩を閉じて会議を再開する。 執行部より説明を求める。
○大田福祉保健部長		このワクチン接種の実施は、市医師会、医療関係者の皆様に多大なるご尽力をいただいております、深く感謝しています。 また、災害発生時も含め長期間にわたり、健康長寿課職員を中心に、協力いただいた全職員の奮励努力によるものである。 本日の資料は、既にホームページや議会メモなどでお伝えしている内容で、新たな接種情報は15日の夕方、配付させていただきました。 予約再開の経緯について、ワクチン供給量が不確かな中で、最低限の供給量を見込み、10月初旬からの計画案を7月末には策定し、市長・副市長と協議し準備していたが、供給情報が止まったままの状況で公表、実施できない状況であった。 8月26日夕方に供給量が確定したため、早急に多くの市民への接種を開始するように、との市長からの指示を受け、計画日程を繰り上げ調整し、急ではあったが8月30日に市民の皆さんへ広報し、現在、一般接種の3クール目の集団接種を9月9日から実施しているところである。 裏面の年齢別の接種状況では、20歳代の市民の方の接種率が低く、全国的に見ても同様の傾向がみられる。 このことは、フェイスブックやライン等のインターネット情報から妊娠できなくなるとか、将来にわたる悪影響があるのではとか、副反応が辛いとか、様々な情報が行きかう中で接種に迷われているのかなと思うところである。 あくまでも強制ではないことを十分理解の上、感染予防の根拠などの情報発信をしながら接種を検討してもらえようという啓発に努めていきたいと考えている。

	<p>今後は、市医師会と協議中ではあるが、入院されておられて集団接種に来られなかった方や、まだ接種について迷っておられる方などの接種方法として、市内の医院で小規模な個別接種に取り組んでいけるよう体制整備をしていきたいと考えている。</p> <p>接種体制が整ったら、議会メモやホームページ等でお知らせする。</p>
○大下委員長	これより質疑を行う。質疑はあるか。
○田邊委員	市長のツイッターで10月には85%の接種が完了し、そこで安芸高田市の在庫をすべて使い切る予定と発表されていたと思うが、それは希望者全員が接種できる数字なのか。
○中村健康長寿課特命担当課長	現在は84.8%の方が1回目を接種されている状況にある。今でも「ワクチンを接種していないがどうしたらいいか」という問い合わせがある状況にあるので、希望者全員が済んでいる状況ではないと考えている。
○田邊委員	今後は個人病院等で小規模な対応をされるということだったが、それらに対応する在庫はあるのか。
○中村健康長寿課特命担当課長	個別接種で使うワクチンは一箱入の見込みが立ったので、個別接種をするように医師会の先生方と協議を進めている。
○児玉委員	住所を残して外へ出ている人たちが接種のために帰るのは難しい。他の自治体で接種する議論はないのか。
○中村健康長寿課特命担当課長	広島県内では8月1日に広域化されて県内どこでも受けられる状況になっている。
○児玉委員	県外に出られている子どもたちはそういうことを理解していないと思う。また、移動の規制がある中で帰省することも難しい。
○石丸市長	非常に難しいと思う。市が持っている情報は住民票がある住所だけであり、そこに接種券は送れるが、そこ以外に住居の実態があると市からのコンタクトは基本的にできない状態である。

○児玉委員	<p>親がそこまで説明すればいいがなかなか行き届いていないのでつらい。先では自由に打てるようになると期待はしているが一つの課題としてあるんだと思っている。</p> <p>接種率の把握のために子どもに手を上げさせる等の学校での接種の問題が出ている。把握の仕方には課題があったかもしれないが、学校としては把握しておく必要があるのではないかと思う。子どもたちのグループの中でも会話には出ている。</p> <p>行事等に行く時等に何らかの把握が必要だと思うが何か考えがあるか。</p>
○石丸市長	<p>国の方針がないので自治体としては苦慮している。安易に生徒や保護者に確認をしてしまうと何らかの法に触れるのではないかという懸念を持っている。そのため現状としては、手を上げさせるようなことはさせていないという認識である。</p> <p>学校として把握が必要かどうかと言うと、大人の中でも把握をしていない状態なので、把握しないまま運用していく方法を考えるべきだと思う。</p> <p>資料では10代というくくりになっているが、細かく年齢別に数字は出ており、中学生で何人くらい、高校生で何人くらいというところまではわかる。市と県の教育委員会の判断もあると思うが、それらの全体の比率を持って状態を捉え、それで行動制限をかけたり緩めたりというのが良いのではないかと思っている。</p>
○児玉委員	<p>修学旅行も中止になっているところも多いが、実際に修学旅行で公共施設に見学に行こうとした時に、ワクチンパスポートや事前の検査がいるということになると、そこで制限がかけられる。そうなる準備をしておく必要があると思う。安芸高田市としてもそのあたりをどのように考えておいたらいいかという事前の話はされておいた方がいいと思う。</p> <p>ウィズコロナの時代をどう生きていくかという課題になると思うので大きな課題として捉えていただきたいと思う。</p>
○秋田委員	<p>接種率の1回目と2回目の率が違い、その中でも70代から上でも率が違う。私は1回目と2回目セットでワクチンの効果があると理解しているがそこに理由はあるのか。</p>
○中村健康長寿課特命担当課長	<p>これは9月15日現在の接種状況であり、1回目の接種が終わっている状況である。2回目がまだ全て終わっておらず、2回目が終われば1回目と2回目の率がほぼ近いものになってくると考えている。</p>
○大下委員長	<p>他に質疑はあるか。 (なし)</p>

		<p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況についての報告を終了する。</p> <p>説明員入替のため暫時休憩する。</p>
<p>暫時休憩【10：14～10：15】※説明員入替（福祉保健部退室、建設部入室）</p>		
<p><b>(6) 報告事項【建設部】</b></p>		
<p><b>①令和3年8月11日からの大雨による公共土木施設の被災状況について</b></p>		
○大下委員長		<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>執行部より説明を求める。</p>
○小野建設部長		<p>令和3年8月11日からの大雨による公共土木施設の被災状況について取りまとめをしたので報告する。</p> <p>詳細は担当課長より説明する。</p>
○河野すぐやる課長		<p>（説明資料により説明）</p>
○大下委員長		<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、令和3年8月11日からの大雨による公共土木施設の被災状況についての報告を終了する。</p>
<p><b>②令和3年8月11日からの大雨による上下水道施設の被災状況について</b></p>		
○大下委員長		<p>執行部より説明を求める。</p>
○小野建設部長		<p>令和3年8月11日からの大雨による上下水道施設の被災状況について取りまとめをしたので報告する。</p> <p>詳細は担当課長より説明する。</p>
○聖川上下水道課長		<p>（説明資料により説明）</p>
○佐々木上下水道課特命担当課長		<p>（説明資料により説明）</p>
○大下委員長		<p>これより質疑を行う。質疑はあるか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終了する。</p> <p>以上で、令和3年8月11日からの大雨による上下水道施設の被災状況についての報告を終了する。</p> <p>執行部退席のため暫時休憩する。</p>
<p>暫時休憩【10：24～10：25】※説明員退席（建設部退席）</p>		
<p><b>(7) その他</b></p>		
<p><b>①閉会中の継続調査について</b></p>		
○大下委員長		<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>その他の項に入る。</p> <p>閉会中の継続調査事項について協議願う。</p>

		お手元の資料の内容以外に追加項目等の意見はあるか。 暫時休憩する。
<b>暫時休憩【10：25～10：26】</b>		
○大下委員長		<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>先ほどご意見いただいたとおり、別紙一覧を閉会中の継続調査事項として申し出をする。</p> <p>以上のことに異議はないか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がないので、さよう取り計らう。</p> <p>その他に皆さんからあるか。</p> <p>（なし）</p> <p>ないようなので「その他」の項を終了する。</p> <p>本日の議案審査にかかる委員会報告書の作成について意見があったら発言を願う。</p> <p>（意見なし）</p> <p>委員会報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに異議ないか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がないのでさよう決定した。</p> <p>以上で本日の委員会の議事はすべて終了した。</p> <p>これをもって第5回産業厚生常任委員会を閉会する。</p>

**【10：27 閉会】**

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会産業厚生常任委員長

第5回産業厚生常任委員会まとめ（令和3年9月17日）

項目	議 題	まとめ
1	議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決（全員賛成）
2	パートナーシップ制度の導入【報告事項】	執行部より説明を受けた。
3	議案第53号 土地改良事業計画の変更について	原案可決（全員賛成）
4	議案第54号 字の区域の変更について	原案可決（全員賛成）
5	令和3年8月11日からの大雨による農地・農業用施設の被災状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
6	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
7	令和3年8月11日からの大雨による公共土木施設の被災状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
8	令和3年8月11日からの大雨による上下水道施設の被災状況について【報告事項】	執行部より報告を受けた。
9	閉会中の継続調査について	別紙一覧の21項目を閉会中の継続調査とする。